

平成17年6月

太田市外三町広域清掃組合議会臨時会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合



# 平成17年6月太田市外三町広域清掃組合議会臨時会会議録

平成17年 6月30日（木曜日）

## 1. 出席議員

1番	天 笠 卷 司 議員	2番	加 藤 光 夫 議員
3番	富 宇 賀 肇 議員	4番	鈴 木 信 昭 議員
6番	山 鹿 幸 男 議員	7番	栗 原 宏 吉 議員
8番	富 田 泰 好 議員	9番	木 村 康 夫 議員
11番	芥 藤 幸 拓 議員	12番	細 谷 博 之 議員
13番	大 野 栄 議員	14番	中 川 健 治 議員
16番	久保田 一 郎 議員	17番	新 井 典 夫 議員
18番	森 昌 彦 議員	19番	村 山 俊 明 議員
20番	細 田 芳 雄 議員	21番	青 木 國 生 議員

## 1. 欠席した議員

5番	室 田 尚 利 議員	10番	藤 生 昌 弘 議員
15番	金 子 光 国 議員		

## 1. 説明のために出席した者

管 理 者	清 水 聖 義	副管理者	長谷川 洋
収 入 役	清 水 計 男		
局 長	石 原 康 男	副 局 長	金 子 一 男

## 1. 事務局出席者

議会議務局長	吉 田 稠		
総務課長	金 井 稔	課長補佐	野 口 完 治
課長補佐	栗 原 善 則	主 任	栗 原 直 樹
主 事	岡 部 智 康		

議 事 日 程（第 1 号の 1）

平成 1 7 年 6 月 3 0 日 午後 1 時 3 0 分 開議

太田市外三町広域清掃組合議会臨時議長 富 宇 賀 肇

会議に付した事件及び順序

第 1 議長の選挙

議 事 日 程（第1号の2）

平成17年 6月30日 午後 1時30分 開議

太田市外三町広域清掃組合議会議長 斉藤 幸拓

会議に付した事件及び順序

- 第 1 副議長の選挙
- 第 2 議席の指定
- 第 3 会期の決定
- 第 4 会議録署名議員の指名
- 第 5 議案第 7号 太田市外三町広域清掃組合監査委員選任の同意について
- 第 6 議案第 8号 太田市外三町広域清掃組合監査委員選任の同意について
- 第 7 議案第 9号 太田市外三町広域清掃組合公平委員会委員選任の同意について
- 第 8 議案第10号 太田市外三町広域清掃組合公平委員会委員選任の同意について
- 第 9 議案第11号 太田市外三町広域清掃組合公平委員会委員選任の同意について
- 第10 議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について

- 第 1 1 議案第 1 3 号 太田市外五町広域清掃組合規約の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての専決処分について
- 第 1 2 議案第 1 4 号 太田市外三町広域清掃組合情報公開条例の制定についての専決処分について
- 第 1 3 議案第 1 5 号 太田市外三町広域清掃組合個人情報保護条例の制定についての専決処分について

○**議会事務局長（吉田 綱）** 只今から本会議を開くわけでございますが、太田市、尾島町、新田町、藪塚本町の配置分合後、また、大泉町議会の一般選挙後にて、清掃組合議長、副議長ともに空席のため、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、出席議員の中で、富宇賀肇議員が年長でございますのでご紹介を申し上げます。

○**臨時議長（富宇賀肇）** 只今ご紹介いただきました富宇賀でございます。

○**臨時議長（富宇賀肇）** 地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。なにとぞ、ご協力の程宜しくお願い申し上げます。

## ◎開 会

午後1時50分開会

○**臨時議長（富宇賀肇）** 只今から、平成17年6月太田市外三町広域清掃組合議会臨時会を開会致します。

## ◎開 議

○**臨時議長（富宇賀肇）** これより本日の会議を開きます。

## ◎日程の報告

○**臨時議長（富宇賀肇）** 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたとおりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

## ◎議 長 の 選 挙

○**臨時議長（富宇賀肇）** 日程第1、議長の選挙の件を議題と致します。

これより議長の選挙を行います。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名

推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」)の声)

○臨時議長(富宇賀肇) ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法につきましては、臨時議長において指名することに致したいと思  
います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」)の声)

○臨時議長(富宇賀肇) ご異議なしと認めます。

よって、臨時議長において指名することに決定致しました。

議長に斉藤幸拓議員を指名致します。

お諮り致します。

只今、臨時議長において指名致しました斉藤幸拓議員を議長の当選人と定める  
ことにご異議ございませんか。

(「異議なし」)の声)

○臨時議長(富宇賀肇) ご異議なしと認めます。

よって、只今当選致しました斉藤幸拓議員を議長の当選人と定めることに決定  
致しました。

### ◎当 選 の 告 知

○臨時議長(富宇賀肇) 只今、議長に当選されました斉藤幸拓議員が議場にお  
られますので、本席から組合議会会議規則第31条第2項の規定による告知を致  
します。

### ◎新議長就任あいさつ

○臨時議長(富宇賀肇) 只今議長に当選されました斉藤幸拓議員からご挨拶が  
あります。

○議員(斉藤幸拓) 議長就任に当たりまして一言ご挨拶申し上げます。

只今、本会議におきまして議員各位の温かいご支援により、太田市外三町広  
域清掃組合議会の名誉ある議長の重責を担うことになりました。

本組合の議会運営、公正な議会活動において実績を残されました上村前議長の後任として私が受け継ぐことになりましたが、職務の重大さを痛感しておるところであり、先輩議員たちが築き上げた功績を汚すことなく職務を全うする所存でございます。

ご案内のとおり、広域清掃組合では平成16年4月よりリサイクルプラザが竣工し1年を経過したところでありますが、この3月に新太田市が誕生し、益々広域行政の重要性を痛感しております。議会と致しましても、リサイクルプラザがごみの減量化やリサイクルの啓発拠点となるよう住民・行政の協力の下、最前の努力を尽くして参りたいと考えておりますので、

今後とも皆様方のご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、就任のご挨拶と致します。宜しくお願い申し上げます。

**○臨時議長（富宇賀肇）** 先ほどご紹介を致しましたが、木村康夫議員が少し遅れていましたが、今みえていますので自己紹介をお願い致します。

**○議員（木村康夫）** 旧新田町から選出されました、木村康夫と申します。宜しくお願い致します。

### ◎議 長 交 代

**○臨時議長（富宇賀肇）** 以上をもちまして臨時議長の職務を終了させていただきます。

**○臨時議長（富宇賀肇）** 齊藤幸拓議長と交代致します。

齊藤幸拓議長、議長席にお着き願います。

（臨時議長退席。新議長、議長席に着席）

### ◎暫 時 休 憩

**○議長（齊藤幸拓）** それでは只今から議長の職を努めさせていただきます。議事日程作成のため暫時休憩致します。

### ◎再 会

**○議長（齊藤幸拓）** 休憩前に引き続き会議を再開致します。

本日の議事日程は、お手元に配布申し上げたとおりであります。  
その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。  
日程に入ります。

### ◎副議長の選挙

○議長（斉藤幸拓） 日程第1、副議長の選挙の件を議題と致します。

これより副議長の選挙を行います。

お諮り致します。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名  
推選の方法によりたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（斉藤幸拓） ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決定致しました。

お諮り致します。

指名の方法につきましては、議長において指名することに致したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（斉藤幸拓） ご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定致しました。

副議長に村山俊明議員を指名致します。

お諮り致します。

只今、議長において指名致しました村山俊明議員を副議長の当選人と定めるこ  
とにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（斉藤幸拓） ご異議なしと認めます。

よって、只今当選致しました村山俊明議員を副議長の当選人と定めることに決  
定致しました。

### ◎当 選 の 告 知

○議長（斉藤幸拓） 只今、副議長に当選されました村山俊明議員が議場におら  
れますので、本席から組合議会会議規則第31条第2項の規定による告知を致し  
ます。

### ◎新副議長就任あいさつ

○議長（斉藤幸拓） 只今副議長に当選されました村山俊明議員からご挨拶があります。

○議員（村山俊明） 只今本会議にて副議長に就任致しました大泉町議会の村山です。太田市外三町広域清掃組合議会が円滑に進むよう議長を支えながら一生懸命やって参りたいと思います。なお副議長の就任式の宴会は行いませんので宜しくお願い致します。

○議長（斉藤幸拓） ありがとうございます。

### ◎議席の指定

○議長（斉藤幸拓） 次に日程第2、議席の指定を行います。

議席は組合議会会議規則第3条第2項の規定により、議長において指名致します。

議員の氏名と議席の番号を吉田局長から朗読させます。

○議会事務局長（吉田稔） それでは朗読致します。1番、天笠卷司議員、2番、加藤光夫議員、3番、富宇賀肇議員、4番、鈴木信昭議員、5番、室田尚利議員、6番、山鹿幸男議員、7番、栗原宏吉議員、8番、富田泰好議員、9番、木村康夫議員、10番、藤生昌弘議員、11番、斉藤幸拓議員、12番、細谷博之議員、13番、大野栄議員、14番、中川健治議員、15番、金子光国議員、16番、久保田一郎議員、17番、新井典夫議員、18番、森昌彦議員、19番、村山俊明議員、以上でございます。

○議長（斉藤幸拓） 只今朗読したとおり議席を指定致します。

○議会事務局長（吉田稔） 大変恐れ入りますが、お手元の席札の議席番号にかけてあります白紙をお取りいただきたいと思ひます。

### ◎会期の決定

○議長（斉藤幸拓） 次に、日程第3、会期の決定を議題といたします。今、臨時会の会期は、本日1日と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（斉藤幸拓） ご異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定致しました。

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（斉藤幸拓） 次に、日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、組合議会会議規則第61条の規定により、議長において18番、森昌彦議員、19番、村山俊明議員を指名致します。

### ◎議案上程

「議案第7号 太田市外三町広域清掃組合監査委員選任の同意について」

○議長（斉藤幸拓） 次に日程第5、議案第7号を議題と致します。

### ◎提案理由の説明

○議長（斉藤幸拓） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（清水管理者挙手）

○議長（斉藤幸拓） 清水管理者。

○管理者（清水聖義） 議案第7号 太田市外三町広域清掃組合監査委員選任の同意につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本組合監査委員につきましては、組合規約第11条2項の規定に基づきまして、識見を有する者のうちから選任されておりました天笠晃氏より平成17年3月27日付を持ちまして辞職届けが提出されましたので、その後任に桐生博司氏を選任致したいと存じますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を得たくご提案申し上げる次第でございます。

桐生博司氏につきましては、住所は太田市藪塚町1349番地、生年月日は昭和24年6月14日生まれで、現在56歳でございます。

以上でございますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上

げます。

### ◎質 疑（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（斉藤幸拓） 別に質疑もないようですから以上で質疑を打ち切ります。

### ◎討 論（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（斉藤幸拓） 別に討論もないようですから以上で討論を打ち切ります。

### ◎採 決

○議長（斉藤幸拓） これより採決致します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（斉藤幸拓） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

### ◎議 案 上 程

「議案第 8 号 太田市外三町広域清掃組合監査委員選任の同意について」

○議長（斉藤幸拓） 次に日程第 6、議案第 8 号を議題と致します。

### ◎除 斥

○議長（斉藤幸拓） 地方自治法第 117 条の規定により青木國生議員の退席を求めます。

（議員退席）

### ◎提案理由の説明

○議長（斉藤幸拓） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（清水管理者挙手）

○議長（斉藤幸拓） 清水管理者。

○管理者（清水聖義） 議案第8号 同じく監査委員選任の同意につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本組合監査委員につきましては、組合規約第11条2項の規定に基づきまして、組合議員のうちから選任されておりました永田洋治氏につきまして、4月26日に辞職致しました。その後任として人格、識見ともにすぐれ経験豊かな青木國生氏を選任致したいと存じます。地方自治法第196条第1項の規定により、議会の皆様の同意を得たくご提案申し上げる次第でございます。

青木國生氏につきましては、住所は千代田町大字上中森937番地、生年月日は昭和16年2月11日生まれで、現在64歳でございます。

以上議案第8号についての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いを致します。

### ◎質疑（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（斉藤幸拓） 別に質疑もないようですから以上で質疑を打ち切ります。

### ◎討論（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（斉藤幸拓） 別に討論もないようですから以上で討論を打ち切ります。

### ◎採決

○議長（斉藤幸拓） これより採決致します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（斉藤幸拓） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

### ◎除斥の解除

○議長（斉藤幸拓） 青木國生議員の入場を許します。

（議員入場）

### ◎議案上程

「議案第9号 太田市外三町広域清掃組合公平委員会選任の同意について」

○議長（斉藤幸拓） 日程第7、議案第9号を議題と致します。

### ◎提案理由の説明

○議長（斉藤幸拓） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（清水管理者挙手）

○議長（斉藤幸拓） 清水管理者。

○管理者（清水聖義） 議案第9号 太田市外三町広域清掃組公平委員会委員選任の同意につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

太田市外三町広域清掃組合公平委員会委員堀江祐司氏より平成17年3月27日付もちまして辞職届が提出されました。その後任に小杉正則氏を選任致したいと存じます。地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得たくご提案申し上げる次第であります。

なお小杉正則氏につきましては、住所は太田市新田反町町751番地、生年月日は昭和11年12月1日生まれの68歳でございます。

以上で議案第9号についての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

### ◎質疑（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（斉藤幸拓） 別に質疑もないようですから以上で質疑を打ち切ります。

### ◎討 論（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（斉藤幸拓） 別に討論もないようですから以上で討論を打ち切ります。

### ◎採 決

○議長（斉藤幸拓） これより採決致します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（斉藤幸拓） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

### ◎議 案 上 程

「議案第10号 太田市外三町広域清掃組合公平委員会選任の同意について」

○議長（斉藤幸拓） 次に日程第8、議案第10号を議題と致します。

### ◎提案理由の説明

○議長（斉藤幸拓） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（清水管理者挙手）

○議長（斉藤幸拓） 清水管理者。

○管理者（清水聖義） 議案第10号 同じく公平委員会委員選任の同意につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

太田市外三町広域清掃組合公平委員会委員吉川彰充氏より平成17年3月27日付をもちまして辞職届が提出されましたので、その後任に横山溥氏を選任致したいと存じます。地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得たくご提案申し上げる次第であります。

なお横山溥氏につきましては、住所は太田市本町44番16号、生年月日は昭和19年9月17日生まれの60歳でございます。

以上議案第10号についての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

### ◎質 疑（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（斉藤幸拓） 別に質疑もないようですから以上で質疑を打ち切ります。

### ◎討 論（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「異議なし」）の声

○議長（斉藤幸拓） 別に討論もないようですから以上で討論を打ち切ります。

### ◎採 決

○議長（斉藤幸拓） これより採決致します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（斉藤幸拓） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

### ◎議 案 上 程

「議案第9号 太田市外三町広域清掃組合公平委員会選任の同意について」

○議長（斉藤幸拓） 日程第9、議案第11号を議題と致します。

### ◎提案理由の説明

○議長（斉藤幸拓） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（清水管理者挙手）

○議長（斉藤幸拓） 清水管理者。

○管理者（清水聖義） 議案第11号 同じく公平委員会委員選任の同意につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

太田市外三町広域清掃組合公平委員会委員福田マツエ氏より平成17年3月27日付をもちまして辞職届が提出されましたので、その後任に菅野忠夫氏を選任致したいと存じます。地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を得たくご提案申し上げる次第であります。

なお菅野忠夫氏につきましては、住所は太田市下小林町15番地35、生年月日は昭和33年10月30日生まれの46歳でございます。

以上議案第11号についての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上です。

### ◎質疑（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（斉藤幸拓） 別に質疑もないようですから以上で質疑を打ち切ります。

### ◎討論（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「異議なし」の声）

○議長（斉藤幸拓） 別に討論もないようですから以上で討論を打ち切ります。

### ◎採 決

○議長（斉藤幸拓） これより採決致します。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○議長（斉藤幸拓） 挙手全員、よって本案は原案のとおり同意されました。

### ◎議案上程

「議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について」

○議長（斉藤幸拓） 次に日程第10、議案第12号を議題と致します。

### ◎提案理由の説明

○議長（斉藤幸拓） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（石原局長挙手）

○議長（斉藤幸拓） 石原局長。

○組合局長（石原康男） 議案第12号 群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の6ページをお開きいただきたいと思います。

本案につきましては、平成17年6月13日から組織団体である新里村及び黒保根村が廃され桐生市に編入されるため、規約の一部を改正する必要が生じたものでございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致しましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、その承認を求めるものでございます。

それでは内容につきましてご説明申し上げます。議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

別表第1及び別表第2中「富士見村 新里村 黒保根村」を「富士見村」に改める。

附則と致しまして、この規約は平成17年6月13日から施行するものでございます。

以上、議案第12号についての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斉藤幸拓） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤幸拓） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

### ◎討 論（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤幸拓） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

### ◎採 決

○議長（斉藤幸拓） これより採決致します。

本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（斉藤幸拓） 挙手全員。よって本案は原案のとおり承認されました。

### ◎議 案 上 程

「議案第13号 太田市外五町広域清掃組合規約の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての専決処分について」

○議長（斉藤幸拓） 次に日程第11、議案第13号を議題と致します。

### ◎提案理由の説明

○議長（斉藤幸拓） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（石原局長挙手）

○議長（斉藤幸拓） 石原局長。

**○組合局長（石原康男）** 議案第13号 太田市外五町広域清掃組規約の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての専決処分について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の8ページをお開き頂きたいと思います。

本案につきましては、組規約の一部改正による組合名称を太田市外五町広域清掃組合から太田市外三町広域清掃組合に改正した事から、当該条例の制定を行うものでございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致しましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、その承認を求めるものでございます。

続きまして内容につきましてご説明いたします。

第1条は、職員の再任用に関する条例を、9ページをお開き願います。

第2条は、職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例を、第3条は、職員の定年等に関する条例を、第4条は、職員の懲戒の手続き及び効果に関する条例を、10ページをご覧願います。

第5条は、職員のサービスの宣言に関する条例を、第6条は、職員の職務に専念する義務の特例に関する条例を、第7条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例を、11ページをお開き願います。第8条は、職員の育児休業等に関する条例を、第9条は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例を、12ページをご覧願います。第10条は、職員団体の登録に関する条例を、第11条は、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例を、第12条は、特別職の職員の報酬、費用弁償等に関する条例を、13ページをお開き願います。第13条は、一般職の職員の給与に関する条例を、第14条は、職員等の旅費に関する条例を、14ページをご覧願います。第15条は、財務状況の公表に関する条例を、第16条は、財政調整基金に関する条例のそれぞれの条例題名と条文の一部を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成17年3月28日から施行するものでございます。

以上、議案第13号につきましての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（斉藤幸拓）** これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（斉藤幸拓）** 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り

ます。

### ◎討 論（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤幸拓） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

### ◎採 決

○議長（斉藤幸拓） これより採決致します。

本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（挙 手 全 員）

○議長（斉藤幸拓） 挙手全員。よって本案は原案のとおり承認されました。

### ◎議 案 上 程

「議案第14号 太田市外三町広域清掃組合情報公開条例の制定についての専決処分について」

○議長（斉藤幸拓） 次に日程第12、議案第14号を議題と致します。

### ◎提案理由の説明

○議長（斉藤幸拓） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（石原局長挙手）

○議長（斉藤幸拓） 石原局長。

○組合局長（石原康男） 議案第14号 太田市外三町広域清掃組合情報公開条例の制定についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の15ページをお開きいただきたいと思います。

本案につきましては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律が平成15年5月30日に制定され、平成17年4月1日から完全施行されるのに伴い、関

係条例を整備する必要が生じたことから条例の制定を行うものでございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致しましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、その承認を求めるものでございます。

それでは内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は条例制定の目的を明記し、第2条は準用規定でありまして、太田市情報公開条例を準用しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成17年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第14号につきましての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（斉藤幸拓）** これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（斉藤幸拓）** 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

#### ◎討 論（終局）

**○議長（斉藤幸拓）** これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（斉藤幸拓）** 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

#### ◎採 決

**○議長（斉藤幸拓）** これより採決致します。

本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

**○議長（斉藤幸拓）** 挙手全員。よって本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎議 案 上 程

「議案第15号 太田市外三町広域清掃組合個人情報保護条例の制定について

の専決処分について」

○議長（斉藤幸拓） 次に日程第13、議案第15号を議題と致します。

### ◎提案理由の説明

○議長（斉藤幸拓） 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

（石原局長挙手）

○議長（斉藤幸拓） 石原局長。

○組合局長（石原康男） 議案第15号 太田市外三町広域清掃組合個人情報保護条例の制定についての専決処分について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開きいただきたいと思います。

本案につきましては、個人情報の保護に関する法律が平成15年5月30日に制定され、平成17年4月1日から完全施行されるのに伴い、関係条例を整備する必要が生じたことから条例の制定を行うものでございまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分致しましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、その承認を求めるものでございます。

それでは内容につきましてご説明申し上げます。

第1条は条例制定の目的を明記し、第2条は準用規定でありまして、太田市個人情報保護条例を準用しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成17年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第15号につきましての説明を終わりますが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（斉藤幸拓） これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤幸拓） 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

### ◎討 論（終局）

○議長（斉藤幸拓） これより討論に入ります。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（斉藤幸拓） 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

### ◎採 決

○議長（斉藤幸拓） これより採決致します。

本案を原案のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

○議長（斉藤幸拓） 挙手全員。よって本案は原案のとおり承認されました。

### ◎閉 会

○議長（斉藤幸拓） 以上をもちまして、今、臨時会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。ご苦労様でした。

午後 2 時 2 0 分閉会



地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則第6  
1条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

太田市外三町広域清掃組合議会議員

太田市外三町広域清掃組合議会議員